

茨城県奨学生 募集 (入学一時金)

出願資格

- 茨城県内居住者の子で、令和 8 年度に大学、短期大学又は専修学校の専門課程に進学した方
- ほかに学力基準、家計基準等の要件あり

貸与額

240,000 円 (無利息)

募集人員

10 人程度

返 還

大学等卒業後 10 年以内

卒業後、茨城県内に居住し、茨城県内の
事業所で就業したときは、返還免除！

(免除要件の詳細は募集要項をご確認ください。)

出願方法

在学する学校の奨学金担当者へ
奨学生願書ほか必要書類を提出

出願期限

学校の指示に従ってください。

~~学校から茨城県教育委員会への出願期限~~

~~令和 8 年 5 月 22 日 (金)~~

大学への提出期限：2026年5月8日(金)16時

提出場所：美術学部教務係、音楽学部学生募集係、または各校地事務室

音楽環境創造科の方は音楽学部学生募集係に提出してください

- 詳細は募集要項をご覧ください。

募集要項は学校の奨学金担当者から受け取るか、茨城県教育委員会ホームページ(奨学金情報)から入手してください。

- 問合せは、学校の奨学金担当者又は茨城県教育庁学校教育部高校教育課へ

茨城県教育庁学校教育部高校教育課

電話 029 - 301 - 5245・6045

メール kokyo@pref.ibaraki.lg.jp

令和 8 年度茨城県奨学生募集要項

【 入学一時金 】

在学採用

茨城県教育委員会では、経済的理由によって修学が困難な学生及び生徒に対し、茨城県奨学生として奨学資金を貸与しています。

大学、短期大学又は専修学校の専門課程に在学している方で、入学一時金の貸与を受けることを希望する方を対象に、茨城県奨学生の募集をします。

~~茨城県教育委員会への出願期限 令和 8 年 5 月 2 2 日 (金) (必着)~~

出願は学校を通して行います。

学生・生徒から学校への書類提出期限は、各学校の指示に従ってください。

大学への提出期限：2026年5月8日（金）16時

提出場所：美術学部教務係、音楽学部学生募集係、または各校地事務室

音楽環境創造科の方は音楽学部学生募集係に提出してください

【目次】

第 1 募集概要

1	奨学資金の概要	2
2	出願者の資格	2
3	出願方法	2
4	提出書類	3
5	採用選考	3
6	貸与方法	3
7	貸与の辞退	4
8	返還	4
9	返還猶予	4
10	返還免除	4
	茨城県内に居住し、茨城県内で修業したときの返還免除	5

第 2 推薦基準

6～

第 3 添付書類

6～

記入例（奨学生推薦調書、奨学生願書）

7～

【問合せ先】茨城県教育庁学校教育部高校教育課 管理担当

〒310-8588 茨城県水戸市笠原町 9 7 8 番 6

電 話 0 2 9 - 3 0 1 - 5 2 4 5 / 6 0 4 5

メール kokyo@pref.ibaraki.lg.jp

茨城県教育委員会ホームページ 「茨城県奨学資金」で検索

第 1 募集概要

1 奨学資金の概要

種 別	貸 与 額	募集人員	貸与期間
入学一時金	240,000 円	10 人程度	進学する学校に入学する年 (1 回)

2 出願者の資格

以下の全てに該当すること。

ア 茨城県内に居住する者の子弟であること。

イ 令和 8 年度に大学、短期大学又は専修学校の専門課程（以下「大学等」という。）に進学した者であること。

ウ 健康で、人物及び学業ともに優れる者であること。

エ 経済的な理由により修学に困難があると認められる者であること。

オ 大学等を卒業後、茨城県内に居住し、茨城県内の事業所で就業する（個人事業主として就業する場合も含む。）意思があること。

3 出願方法

後段の推薦基準（ 6 ページ）を確認し、次のとおり書類を作成、提出してください。

（ 1 ）学生・生徒は、「奨学生願書」（後記 4（ 3 ））及び「家計基準に係る証明書」（下記 4（ 4 ））を、在学する大学等に提出すること。

（ 2 ）大学等は、（ 1 ）の書類を取りまとめ、「奨学生推薦調書」（下記 4（ 2 ））を作成し、「令和 7 年度 茨城県奨学生推薦者一覧」（下記 4（ 1 ））とともに茨城県教育委員会宛て提出すること。

書類の作成に当たっては、「推薦基準」（ 6 ページから ）「添付書類」（ 6 ページから ）「記入例」（ 7 ページから ）をよく確認して記入してください。

4 提出書類

提出書類名	作成者	備 考
(1) 令和 8 年度 茨城県奨学生推薦者一覧	学 校	
(2) 奨学生推薦調書 (様式第 1 号)	学 校	記入例 (7 ページ) 参照
(3) 奨学生願書 (様式第 3 号)	学生・生徒	記入例(8 ページから)参照
(4) 家計基準に係る証明書	学生・生徒	6 ページ参照
(5) その他茨城県教育委員会が必要と認めた書類	学生・生徒 (該当者のみ)	家計の状況等を確認するため、提出を求める場合があります。

(1) から (4) は月額貸与・入学一時金に共通して使用します。併願する場合でも、提出は各 1 枚で結構です。

5 採用選考

推薦基準 (6 ページ) に掲げる学力基準及び家計基準等に基づき提出書類を審査の上、茨城県奨学生等選考委員会による協議を経て採否を決定します。

採否は、7 月頃を目途に、学校を通して通知します。

採用されたときは、連帯保証人及び保証人を 1 人ずつ要します。その要件は次のとおりですので、あらかじめ考慮しておいてください。

【連帯保証人及び保証人の要件】

- ・連帯保証人と保証人は、各々独立の生計を営む成年者で、うち 1 人は茨城県内に居住する人であること。

6 貸与方法

(1) 利息

無利息

大学等を卒業後、4 から 5 ページに記載する要件を満たす場合は、返還が免除されます。

(2) 交付方法

採用決定後に提出する「口座振込依頼書」により指定された奨学生本人名義の口座に振り込みをします。

- 振込時期の予定 (事情により変更することがあります。)

8 月又は 9 月頃

7 貸与の辞退

奨学資金の貸与は、採用決定後であっても辞退することができます。

8 返還

- (1) 正規の修業期間が終了したときは、その月の6月後から10年以内に年賦（年1回払い）により返還していただきます。
- (2) 退学をしたときは、その月の6月後から、(1)に準じて返還していただきます。

【返還の例】

- ・入学一時金の貸与を受けた者（令和8年4月入学、令和12年3月卒業）が、10年間、年賦で返還する場合

貸与額	1回返還額	返還回数	返還開始	返還終了
240,000 円	24,000 円	10 回	令和13年6月	令和22年6月

(3) 返還の手続

正規の修業期間が終了したときに、「奨学資金借用証書」及び「奨学資金返還計画書」を提出していただきます。その際、連帯保証人及び保証人（前記「5 採用選考」）の印鑑登録証明書が必要になります。

このことについては、修業期間の終了時期が近付いたときに（卒業前等）あらためて学校を通して通知します。

9 返還猶予

次のいずれかに該当する理由により、返還が困難になった場合は、一定期間、返還を猶予することがあります。

- ア 学校教育法に規定する大学（短期大学を含む。）大学院、高等専門学校又は専修学校の高等課程若しくは専門課程に在学しているとき。
- イ アに掲げる学校への進学のため準備をしているとき。
- ウ 長期療養をしているとき。
- エ リ災したとき。
- オ 生活保護法による保護を受けるに至ったとき。
- カ ア～オまでに掲げるもののほか、生活困窮の状態にあるとき。

10 返還免除

- (1) 次の事由に至った場合は、審査の上、返還未済額の全部又は一部の返還を免除する申出が可能です。

ア 本人が死亡した場合 返還未済額の全部

イ 本人が心身障害のため労働能力を喪失し返還が困難と認められるとき 返還未済額の全部又は一部

- (2) 大学等を卒業後、茨城県内に居住し、茨城県内の事業所で就業（正規雇用）したとき（個人事業主として就業した場合も含む。）は、1年毎に審査の上、返還未済額の全部又は一部の返還を免除します（下の欄を参照）。

返還免除について

大学等を卒業後、茨城県内に居住し、茨城県内で就業したとき

この入学一時金は、経済的理由によって修学が困難な生徒の進学を支援するとともに、将来茨城県で活躍していただく優秀な人材を確保することを目的とするものです。

そのため、大学等を卒業後に茨城県内に居住し、茨城県内の事業所で就業した場合には、返還を免除することとしています。

ア 返還免除の要件

次の(ア)(イ)のいずれも満たすこと。

(ア) 茨城県内に居住したとき。

(イ) 次の ① のいずれかにより就業したとき。

期間の定めのない労働契約により雇用（いわゆる正規雇用）され、茨城県内に所在する事務所又は事業所に勤務したとき。

個人事業主として茨城県内の事業所又は事務所において事業を行ったとき。

イ 免除額及び免除手続

1年当たり 24,000 円（10 年で全額免除）

1 年毎に手続を行い、10 年継続して要件を満たせば、240,000 円全額の返還が免除となる仕組みです。

（例）

令和 11 年 3 月 大学等卒業

4 月 ～ 茨城県内に居住し、茨城県内の事業所に勤務

令和 12 年 3 月 返還免除の要件を満たして 1 年経過

4 月 「奨学資金返還免除願」を必要書類とともに茨城県教育委員会に提出。審査の上、1 年分（24,000 円）の返還免除を決定。

6 月 （返還免除がない場合、1 年分（24,000 円）を返還）

以降同様

手続の詳細は、修業期間の終了時期が近づいたときに御案内いたします。

第2 推薦基準

1 人物について

学習活動その他生活全般を通じて態度・行動が学生としてふさわしく、将来良識ある社会人として活躍できる見込がある者。

また、将来茨城県において活躍する意欲があり、その見込がある者。

2 学力基準

評定平均3.5以上（小数点第三位以下切り捨て）

高等学校等第2学年及び第3学年の履修教科の評定をすべて合計し、これを全履修教科数で割った値（小数点第三位以下切り捨て）

履修教科の評定は5・4・3・2・1の5段階法とし、他の方法による評定の場合は5段階法に換算してください。

3 家計基準

住民税非課税世帯（直近年の市町村民税所得割が0円）

第3 添付書類

1 家計基準に係る証明書

父及び母又はこれらに代わって家計を維持する者について次の書類

・市役所（町村役場）発行の「(非)課税証明書」(直近年)(原本)

様式第1号（第3条関係）

茨城県奨学生推薦者一覧に
おける整理番号を記入願います。

茨城県教育委員会

整理番号 1

奨 学 生 推 薦 調 書				記入者 職・氏名	教授 奨学 太郎	
本人の 氏 名	茨城 花子					
学校名	● ● <u>大学</u> ● ● 学部 ● ● 学科 第1学年 学校 課程 (正規の修業期間 4 年)					
成 績 等 記 入 欄	(高等学校等、高等専門学校、大学、専修学校の専門課程の成績評定表)				6 ページを参照し、正 確に記入すること。 評定平均値 $B = \frac{4.04}{A}$ 必ず記入すること。 (小数点第三位以下切捨て)	
	学年 科目評定	(2) 年	(3) 年	合計		評定 科目数 認定値 $5 \times (7) = (35)$ $4 \times (9) = (36)$ $3 \times (6) = (18)$ $2 \times () = ()$ $1 \times () = ()$ 合計 A (22) B (89)
	5	3	4	7		
	4 (優)	5	4	9		
	3 (良)	3	3	6		
	2 (可)					
	1					
	合 計	11	11	A 22		
独立行政法人日本学生支援機構の給付型奨学金の推薦基準を満たす ☒						
そ の 他 推 薦 の 参 考 事 項	・ 6 頁の推薦基準「1 人物について」に記載する学生であることを 具体的に記入願います。 (記入事項の例) 家庭事情、部活動・クラブ活動、生徒会活動、学業成績 など ・ 大学等を卒業後、茨城県内に居住し、茨城県内の事業所で就業する 意思があることを本人に確認し、その旨記入願います。 以上の記入がない場合、推薦基準を満たさない者として不採用と する場合があります。					
上記の者は、健康で、人物・学業ともに優れ、かつ、学資の支弁が困難であり茨城県奨学生として適当と認められる ので、推薦いたします。 令和●年●月●日 茨城県教育委員会教育長 殿 学 校 長 ● ● ● ●						

(記入上の注意)

- 1 印のところは該当するものを○等で囲むこと。
- 2 成績評定表は、原則として前2年(第2学年は前1年)の科目数を記入のこと。
- 3 評定平均値は、小数点第二位まで記入のこと(小数点第三位を切捨て)。
- 4 入学一時金貸与を希望している場合、独立行政法人日本学生支援機構の給付型奨学金に係る推薦基準を満たすことを
確認し、チェックすること。
- 5 その他推薦の参考事項欄は、具体的かつ詳細に記載すること。
- 6 所定欄に記入のないものは、判定材料を欠くものとして不採用とすることがある。

(表)

在学採用

茨城県教育委員会

奨学生願書												
ふりがな いばらき はなこ				平成●年11月13日生			奨学金（月額貸与）の貸与希望期間		入学一時金の貸与希望の有無			
氏 名 茨城 花子				(満18歳)			年 月 から 年 月 まで 年 月 間		有・無			
学 校 名	● ● 大学 ● ● 学部 ● ● 学 科 第 1 学年 学校 課程											
	所在地 東京都●●区●●●●●●●●											
本 人	現住所 東京都●●市●●●●●●●●											
家族現住所 茨城県 水戸市笠原町●●●												
家 計 内 容	給与収入金額				営業等・農業・不動産・利子・配当				所得金額			
	円				円				円			
	1,280,000				給与所得以外の所得があれば記入							
家 族 の 状 況	合計 1,280,000 円				合計 円							
	続柄	氏 名	年齢	職 業	勤務先	役職名	年 収	父又は母死亡のときは、その				
	父	茨城 太郎	48歳	会社員	(株)●●●●		1,280,000 円	年 月 日 (歳)				
	母	良子	46歳	無職				就 学 者 の 在学学校名	学年	現在までの 県奨学資金 貸与の有無		
	本人	花子	18歳	大学生								
	×兄	一郎	21歳	大学生				●●大学	3年	有 無		
	弟	二郎	14歳	中学生				●●中学校	2年	有 無		
		別居者は続柄の前に×を記入				家族全員の状況を記入						有 無
										有 無		
合計 (5 人)												
家 族 経 済 状 況 及 び 奨 学 資 金 希 望 理 由												
	家族の経済状況と、入学一時金を希望する理由について、 本人が具体的かつ詳細に記入してください。											
	●大学等を卒業後、茨城県内に居住し、茨城県内の事業所で 就業する意思があることを記入してください。											

(裏)

本人の履歴	●年 3月 水戸市立●●中学校卒業	年 月
	令和8年 3月 茨城県立●●高等学校卒業	年 月
	令和8年 4月 ●●大学入学	年 月
	年 月	年 月
	年 月	年 月
	年 月	年 月

以上のとおり記載に相違ありません。
奨学生として採用の上、奨学資金を貸与されるようお願いいたします。
なお、採用の上は、茨城県奨学資金貸与条例及び同条例施行規則その他の関係規程に従い、奨学生としての責務を果たすことはもとより、奨学資金の返還その他の義務についても、両名連帯の責任を負うことを誓約いたします。
令和●年●月●日

下記の（記入上の注意）の8を確認し、適切な人を連帯保証人にしてください。

ふりがな いばらき はなこ
本人氏名 茨城 花子
ふりがな いばらき たろう
連帯保証人氏名 茨城 太郎
現住所 水戸市笠原町●●●
生年月日 昭和●年5月10日
続柄 本人の（父）

茨城県教育委員会教育長 殿

(記入上の注意)

- 1 印のところは、該当するものを○等で囲むこと。
- 2 奨学金の貸与希望期間は、入学一時金の貸与だけを希望する者については記入不要であること。
- 3 入学一時金貸与の出願者資格は、月額貸与とは異なるので留意すること。
- 4 家計内容は、家族全員の収入をできるだけ詳細にありのまま記入し、父及び母又はこれに代わって家計を支えている者について、前年の収入を証明する書類を添付すること。
- 5 家族の状況のうち、別居者については、続柄の前に×印を付けること。
- 6 家族経済状況及び奨学資金希望理由は、具体的かつ詳細に記入のこと。
- 7 本人の履歴の欄は、必要に応じて適宜修正し、入学、卒業のほか、休学、転学、退学、身分の異動等も理由を付して漏れなく記入のこと。
- 8 連帯保証人は、独立の生計を営む父母兄弟又はこれに代わる者（本人が未成年者であるときは、親権者又は未成年後見人）で、将来奨学資金返還の責任を負いうる者であること。
なお、出願の際は連帯保証人1人でよいが、奨学生として採用されたときは更に別の保証人1人を要するから、あらかじめ考慮しておくこと。
- 9 所定欄に記入のないものは、判定材料を欠くものとして不採用とすることがある。

6 所定欄に記入のないものは、判定材料を欠くものとして不採用とすることがある。

(表)

在学採用

茨城県教育委員会

[illegible]

(裏)

本人の履歴	年 月	年 月
	年 月	年 月
	年 月	年 月
	年 月	年 月
	年 月	年 月
	年 月	年 月

以上のとおり記載に相違ありません。
奨学生として採用の上、奨学資金を貸与されるようお願いいたします。
なお、採用の上は、茨城県奨学資金貸与条例及び同条例施行規則その他の関係規程に従い、奨学生としての責務を果たすことはもとより、奨学資金の返還その他の義務についても、両名連帯の責任を負うことを誓約いたします。

令和 年 月 日

ふりがな
本人氏名

ふりがな
連帯保証人氏名

現住所

生年月日 年 月 日

続柄 本人の()

茨城県教育委員会教育長 殿

(記入上の注意)

- 1 印のところは、該当するものを○等で囲むこと。
- 2 奨学金の貸与希望期間は、入学一時金の貸与だけを希望する者については記入不要であること。
- 3 入学一時金貸与の出願者資格は、月額貸与とは異なるので留意すること。
- 4 家計内容は、家族全員の収入をできるだけ詳細にありのまま記入し、父及び母又はこれに代わって家計を支えている者について、前年の収入を証明する書類を添付すること。
- 5 家族の状況のうち、別居者については、続柄の前に×印を付けること。
- 6 家族経済状況及び奨学資金希望理由は、具体的かつ詳細に記入のこと。
- 7 本人の履歴の欄は、必要に応じて適宜修正し、入学、卒業のほか、休学、転学、退学、身分の異動等も理由を付して漏れなく記入のこと。
- 8 連帯保証人は、独立の生計を営む父母兄姉又はこれに代わる者(本人が未成年者であるときは、親権者又は未成年後見人)で、将来奨学資金返還の責任を負いうる者であること。
なお、出願の際は連帯保証人1人でもいいが、奨学生として採用されたときは更に別の保証人1人を要するから、あらかじめ考慮しておくこと。
- 9 所定欄に記入のないものは、判定材料を欠くものとして不採用とすることがある。